



# 三重県公報

令和3年1月8日 (金)

第 172 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
3	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	2
4	温泉法施行細則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
5	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	2
<b>企業庁管理規程</b>			
1	三重県企業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程	( 企 業 庁 )	3
<b>告 示</b>			
12	令和3年三重県議会定例会の招集	( 財 政 課 )	7
13	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	7
14	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	7
15	指定管理者の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	8
16	同件	( 子 育 て 支 援 課 )	8
17	同件	( 障 が い 福 祉 課 )	8
18	同件	( 同 )	8
19	廃物として認定することが困難な放置自動車の処分	( 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課 )	9
20	指定管理者の指定	( み ど り 共 生 推 進 課 )	9
21	同件	( 同 )	9
22	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	10
23	同件	( 同 )	10
24	同件	( 同 )	10
25	同件	( 同 )	10
26	同件	( 同 )	11
27	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	12
28	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	12
29	海岸保全区域の指定	( 港 湾 ・ 海 岸 課 )	13
<b>公 告</b>			
	令和3年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集	( 畜 産 課 )	13
	地域森林計画をたてた旨	( 森 林 ・ 林 業 経 営 課 )	16
	地域森林計画を変更した旨	( 同 )	16
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	16
	同件	( 同 )	16
<b>正 誤</b>			
	令和2年12月18日付け三重県公報第168号	( 水 産 振 興 課 )	17

**規 則**

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第三号**

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第九号様式まで、第十三号様式、第十五号様式から第十七号様式まで、第十九号様式から第二十一号様式まで、第二十三号様式から第二十四号様式の四まで及び第三十二号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、改正後の三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第四号**

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式の二まで、第六号様式の二から第八号様式の五まで及び、第十二号様式から第十七号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の温泉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月八日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第五号**

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号その一から様式第一号その二までの規定中「**岨**」を「**岨**」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

様式第二号から様式第四号まで、様式第七号から様式第十一号まで及び様式第十三号から様式第二十号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。